

解説

デリバティブ取引の会計の動向 (2)

— 先物取引の利用実態と会計の動向 —

I はじめに

1998年6月に日本簿記学会・簿記実務研究部会が実施したアンケート調査結果によると、回答会社が行ったデリバティブ取引はそのほとんどがヘッジ目的で行われていた。つまり経営者は為替リスクや金利リスクなどをヘッジするためにデリバティブ取引を行っているという事実関係が確認されたのであるが、現状の企業会計はそのようなヘッジ目的の企業活動を把握し公表する仕組みになっていない。日本の企業会計の準拠枠である「企業会計原則」は会社の経済実態を示す真実な情報の提供を目的としていることから、ヘッジ活動を把握するための認識測定基準の整備が各方面から要請されている。

そこで、以下においては、まず上記アンケート調査の中から先物取引の会計処理に関する調査結果を紹介し当該取引に関する経営者の意識を明らかにする。次に、それを踏まえて先物取引に関する現行の会計処理の問題点を指摘し、本年1月に公表された大蔵省企業会計審議会の「金融商品に係る会計基準」におけるヘッジ会計の基本的な考え方を提示する。最後に米国財務会計基準審議会(FASB)財務会計基準書第133号⁽¹⁾の特徴を摘記してアメリカにおけるヘッジ会計の最新の動向を探ってみた。

II 先物取引の会計処理に関する経営者の意識

1 調査目的と回答会社の概要

筆者が所属した日本簿記学会・簿記実務研究部会(1997・1998年)が実施したアンケート調査の目的は、複雑化・多様化したデリバティブ取引の簿記処理に焦点をあてその実務実態を浮き彫りにすることにあつた⁽²⁾。

調査対象会社は日本内部監査協会に所属する会員会社(特殊法人・組合・協会を除く)913社のうち初年度(1997年)のアンケートでデリバティブ取引を行っているとは回答した177社で、質問内容は「先渡取引」、「先物取引」、「スワップ取引」、「オプション取引」の具体的な簿記会計処理に関して構成されていた。1998年6月の調査時点で協会の所属からはずれた3社を除く174社に対して最終的にアンケート用紙が送付された。

72社から回答があり、有効回答は71社で有効回収率は

40.8%であつた。回答会社は24業種(建設5社、食品2社、繊維2社、化学2社、薬品4社、石油2社、ゴム1社、鉄鋼4社、非鉄金属2社、機械5社、電気9社、造船1社、自動車2社、その他製造2社、印刷・事務機器1社、商社7社、百貨店・スーパー1社、金融機関2社、損保3社、不動産2社、陸運3社、電力1社、ガス1社、生保4社、無回答3社)に分布していた。また、回答会社の会社規模は、「表1」に示すように直近の会計年度の資本金でみると5億円以上の商法上の大会社に相当している。

表1 資本金による会社規模

1) 10億円未満	1社
2) 10億円以上40億円未満	11社
3) 40億円以上150億円未満	19社
4) 150億円以上400億円未満	16社
5) 400億円以上	14社
6) 無回答	10社

表2 売上高による会社規模

1) 500億円未満	8社
2) 500億円以上2000億円未満	24社
3) 2000億円以上4000億円未満	12社
4) 4000億円以上1兆円未満	5社
5) 1兆円以上	13社
6) 無回答	10社

2 デリバティブ取引の利用実態

調査時点(1998年6月)でデリバティブ取引を行っていた会社は71社中64社(90.1%)で、7社は取引を行っていなかった。さらに64社に対して「先渡取引」、「先物取引」、「スワップ取引」、「オプション取引」のそれぞれについてどのような取引を行っているかを利用目的別に質問した。

デリバティブ取引の総件数は266件で、その内訳は「ヘッジ目的」取引195件(73.3%)、「投機目的」取引32件(12.0%)、「資本調達コスト削減目的」取引39件(14.7%)であつた。「表3」は利用頻度順に5位までの取引を目的別にまとめたものである。デリバティブ取引はその7割以上がヘッジ目的であり、ヘッジ目的取引の内訳をみると為替リスクや金利リスクをヘッジするために「為替予約」や「金利スワップ」の占める割合が相対的に大きくなっているということが理解できる。また、「金利スワップ」は資本調達コストの削減を目的としても多く利用されていることが明らかとなった。

表3 利用目的別のデリバティブ取引の実態

① ヘッジ目的 (195件)	
1) 為替予約	56社 (28.7%)
2) 金利スワップ	44社 (22.6%)
3) 通貨スワップ	21社 (10.8%)
4) 通貨・通貨先物オプション	16社 (8.2%)
5) キャップフロアー	13社 (6.7%)
その他の取引の合計	45社 (23.1%)
② 投機目的 (32件)	
1) 為替予約	5社 (15.6%)
2) 株価指数先物	4社 (12.5%)
2) 通貨・通貨先物オプション	4社 (12.5%)
2) 株価指数オプション	4社 (12.5%)
3) 債券先物	3社 (9.4%)
3) 債券・債券先物オプション	3社 (9.4%)
3) 金利スワップ	3社 (9.4%)
その他の取引の合計	6社 (18.8%)
③ 資本調達コスト削減目的 (39件)	
1) 金利スワップ	17社 (43.6%)
2) デットアサンプション	5社 (12.8%)
3) 金利・金利先物オプション	4社 (10.3%)
4) 為替予約	3社 (7.7%)
4) 複合取引	3社 (7.7%)
その他の取引の合計	7社 (17.9%)

ここで、本稿の課題である先物取引の実態についてみたい。先物取引を行っていると回答した会社は9社で、その業種別の内訳は医薬品1社、商社2社、生保3社、損保2社、業種無回答1社であった。「表4」は先物取引を利用目的別にまとめたものである。先物取引の総件数は27件で、デリバティブ取引の総件数(266件)に占める割合は10.2%であった。取引の種類は、債券先物10件、株価指数先物10件、金利先物7件で、通貨先物取引を行っているとは回答した会社はなかった。それらの取引についてヘッジ目的の取引は17件(63.0%)で、投機目的が9件(33.3%)で、資本調達コスト削減目的が1件(3.7%)となっていた。先物取引の利用目的もデリバティブ取引全体の傾向と同様にヘッジ目的で行われているということが明らかとなった。

表4 利用目的別の先物取引の実態

	医薬品	商社	生保	損保	業種不明	合計
① 債券先物						
1) ヘッジ目的	1	1	3	2	0	7社
2) 投機目的	0	1	1	0	1	3社
3) 資本調達コスト削減目的	0	0	0	0	0	0社
② 株価指数先物						
1) ヘッジ目的	0	2	3	1	0	6社
2) 投機目的	0	2	1	0	1	4社
3) 資本調達コスト削減目的	0	0	0	0	0	0社
③ 金利先物						
1) ヘッジ目的	1	1	1	0	1	4社
2) 投機目的	0	1	0	0	1	2社
3) 資本調達コスト削減目的	0	1	0	0	0	1社

3 先物取引の会計処理の実態

企業会計上、先物取引に係る相場の変動を損益として認識する基準として値洗基準と決済基準がある。値洗基準は、先物相場の変動に基づく値洗差額を値洗のつど損益として認識する基準である。決済基準は、先物相場の変動に基づく値洗差額を取引の決済時に損益として認識する基準である⁽³⁾。

わが国の会計実務においては、収益の認識には一般に実現主義が採用されているため、先物取引に係る相場の変動を損益として認識する基準として決済基準が採用されることとなる。先物相場の変動は差金決済時に認識するが、具体的には、反対売買(日)基準、差金授受(日)基準等が適用される⁽⁴⁾。

そこで、先物取引に係る損益の認識基準としてどのよ

うな基準を採用しているかを内部管理目的と外部報告目的について質問した。その結果を以下に示している。

① 内部管理目的の処理

- 1) 簿外で値洗処理 4社
- 2) 帳簿上値洗処理 2社
- 3) 決済基準 6社

② 外部報告目的の処理

- 1) 値洗基準 3社
- 2) 決済基準 9社

管理目的と報告目的で異なる損益処理基準が採用されているかどうかを調べたのは、上記の調査結果でも明らかかなようにデリバティブ取引のほとんどはヘッジ目的で行われている。したがって、経営者はヘッジ手段がヘッジ対象に対して有効であったかどうかを絶えず確認してい

るはずであり、そのためには値洗基準の適用が必要になる。調査結果はこの点を実証しており、経営者の意向と一般に認められた会計処理基準に食い違いがあるということが確認された。

大蔵省企業会計審議会が1990年に公表した「先物・オプション取引等の会計基準に関する意見書等について」の「第二部先物取引に係る会計処理に関する中間報告」において決算時に先物相場の変動に基づく損益を認識しないということに関連して次のような問題点が指摘されている。

- ① 決済時点まで損益が認識されないため先物取引に係る経営実態を的確に把握するための適切かつ十分な財務情報が提供されない。
- ② 利益の発生している先物取引のみを決済し期末において損失の発生している先物取引は未決済のまま残し損失を認識しないという恣意的な経理を行う余地を排除することができない。
- ③ ヘッジ目的で先物取引を行っていても、未決済の先物取引に係る損益が期末に認識されないために、期末時点で認識されたヘッジ対象物の損益がカバーされているかどうかの経済的実態が財務諸表上反映されない。

以上の問題点を克服するために値洗基準の適用の必要性が論じられているが、値洗基準の適用に際しては、ヘッジ会計の導入が必要であり、さらに値洗基準による先物取引損益を配当可能利益や課税所得に算入することの可否など、未解決の問題があるので、値洗基準を直ちに適用できないという状況にあることが上掲の「意見書」の中で指摘されている。

III ヘッジ会計の最近の動向

1 日本におけるヘッジ会計の方向

大蔵省企業会計審議会は1999年1月22日に「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」を公表した。この中で今後の我が国におけるヘッジ会計のあり方が示されている。

「金融商品に係る会計基準」の「第五ヘッジ会計」によれば、ヘッジ会計とは、ヘッジ取引のうち一定の要件を満たすものについて、ヘッジ対象に係る損益とヘッジ手段に係る損益を同一の会計期間に認識し、ヘッジの効果を経済に反映させるための特殊な会計処理であると規定されている。

ヘッジ会計が適用されるヘッジ対象は、相場変動等による損失の可能性のある資産または負債で、当該資産ま

たは負債に係る相場変動等が評価に反映されていないもの、および、相場変動等が評価に反映されているが評価差額が損益として処理されないもの、もしくは、当該資産または負債に係るキャッシュフローが固定されその変動が回避されるものである。なお、ヘッジ対象には予定取引により発生が見込まれる資産または負債を含む。

前節において問題としたヘッジ手段に係る評価損益の処理であるが、同会計基準によれば原則としてヘッジ手段に係る時価評価差額はヘッジ対象に係る損益が認識されるまで資産または負債として繰り延べる方法（この方法を公開草案では「繰延ヘッジ」と呼んでいる）によることと規定された。ただし、ヘッジ対象である資産または負債に係る相場変動等を損益に反映させることにより、その損益とヘッジ手段に係る損益とを同一の会計期間認識することもできるとしている（これを公開草案では「時価ヘッジ」と呼んでいる）。また、実施時期は平成12年4月1日以後に開始する事業年度とされた。

したがって、例えば先物取引についてはヘッジ対象が時価評価できない場合は決算時に値洗基準で認識した評価損益を資産または負債として繰り延べることになるため、ヘッジの有効性に関する判定ができなくなる。むしろ、ヘッジ活動を包括的に把握しその経済実態を明らかにするには、ヘッジ対象を時価評価することによる「時価ヘッジ」を原則とすべきではないかと考えられる。

2 米国におけるヘッジ会計の動向

1998年6月に公表されたFASB基準書第133号「デリバティブとヘッジ活動に関する会計」は1999年6月15日以降に開始する事業年度からSEC登録会社に適用されることになるが、この基準書の特徴は次の三点にある⁽⁹⁾（なお、以下に示す括弧内の数字は同基準書のパラグラフを示している）。

- ① すべてのデリバティブは貸借対照表において公正価値で報告される (par.17)。
- ② ヘッジ関係が意図されずかつ適格でないデリバティブの公正価値の変動は稼得利益に記録される (par.18)。
- ③ 指示された適格なデリバティブの価値の変動について一定の条件の下で特別の会計処理 (specail accounting) が認められる (par.18,22,31)。基準書では「公正価値ヘッジ」、「キャッシュフローヘッジ」、「外貨ヘッジ」の3種類に分けてヘッジ会計処理が解説されている。

公正価値ヘッジとは、認識されている資産または負債

の公正価値の変動可能性のヘッジ,あるいは,特定のリスクが伴う未認識の確定契約の公正価値の変動可能性のヘッジを意味する(par.20)。この場合に,ヘッジ対象は価格リスクにさらされていること,ヘッジ対象とヘッジ手段のそれぞれの公正価値の変動は相殺されなければならないこと,ヘッジ対象とヘッジ手段の公正価値の変動は稼得利益に記録されること,ヘッジ対象の基礎は公正価値の変動によって修正されることが公正価値ヘッジの特徴ないし要件となっている(par.20-22)。

キャッシュフローヘッジとは,ヘッジ対象のキャッシュフローの変動可能性がヘッジ手段のキャッシュフローによって相殺される場合のヘッジ関係をさしている(par.28)。この場合に,ヘッジ対象は変動の可能性のあるキャッシュフローを伴う予定取引または貸借対照表項目であること,ヘッジが有効となった場合の利得または損失はその他の包括利益において報告されること,稼得利益の認識はヘッジ取引に対応すること,ヘッジが有効でなかった場合の利得または損失は稼得利益において報告されることがキャッシュフローヘッジの特徴である(par.28-31)。

また,基準書第133号では適格外貨ヘッジの範囲を拡張することによってヘッジ会計指針の一貫性が高められている。外貨ヘッジの特徴は,在外事業活動におけるキャッシュフロー,公正価値,純投資のヘッジが含まれること,基準書第52号の考え方の大部分が踏襲されていること,非デリバティブ商品の限定的な利用が認められていること,ヘッジ会計が特に予定取引およびタンデム通貨ヘッジ(tandem currency hedge)に拡張されていることである。

基準書第133号の中で解説されている多数の具体的な取引事例を紙幅の関係で検討することはできないが,上記の説明にあるようにヘッジ対象に対するヘッジ手段の有効性を同一会計期間において認識測定することにより経営実態に関するより透明性の高い情報を提供するというアプローチがとられている。

IV むすび

本稿は,アンケート調査結果に基づいて先物取引の会計処理に関する経営者の意識を浮き彫りにし,現状の日本の会計処理基準は経営者の意向を財務諸表に反映する基準となっていないため,投資家は会社のヘッジ活動に関する事実関係を知り得る状況にないことがあらためて確認された。この状況を改善するために大蔵省企業会計審議会は「金融商品に係る会計基準」を公表したにもか

かわらずヘッジ会計の原則処理は「繰延ヘッジ」としているため,企業のリスク管理の有効性を判断するための十分な情報を投資家は依然として得ることができないのではないかと考えられる。

しかも,「繰延ヘッジ」処理は,繰り延べられる利得または損失が資産または負債の定義を満たさないこと,すべての金融商品を公正価値で貸借対照表において報告するという目的にそぐわないこと,さらに,ヘッジ対象の公正価値の増減が完全に相殺される状況にあってもヘッジ手段の評価損益の繰延を認めてしまうことの三つの理由から極めて問題であるとして,米国財務会計基準審議会(FASB)がその採用を見送った会計処理である(par.346)。

したがって,我が国においてもヘッジ対象を時価評価することによる「時価ヘッジ」を原則処理とすることの方が,「意見書」の「II本意見書の位置づけ」の中で示されている「我が国証券市場への内外からの投資参加の促進」や「投資者の適切な投資判断を可能にする」といった目的に資するものと判断される。その「位置づけ」の中で謳われている「21世紀へ向けての活力と秩序ある証券市場の確立に貢献する」ためには,ヘッジ活動の事実関係を忠実に映し出すヘッジ会計処理の具体的手続きの開発が急務であると考えられる。

注

- (1) Financial Accounting Standards Board, Statement of Financial Accounting Standards No.133, *Accounting for Derivative Instruments and Hedging Activities*, 1998.
- (2) 日本簿記学会・簿記実務研究部会が実施したアンケート調査結果は次の文献で公表されているので参照されたい。古賀智敏・浦崎直浩,金融取引の簿記処理に関する実態調査,『月刊監査研究』,1998年5月,7-38頁。
日本簿記学会・簿記実務研究部会「金融取引の簿記処理に関する実務研究」最終報告,日本簿記学会第14回全国大会報告要旨集,25-51頁。
- (3) 大蔵省企業会計審議会「オプション取引等の会計基準に関する意見書等について」,1990年
- (4) 日本公認会計士協会「債券先物取引の会計処理」,1985年。
- (5) FASB基準書第133号の特徴やその内容が次の文献において詳細に解説されているので参照されたい。

Financial Accounting Standards Board, *A Review of Statement 133 Accounting for Derivative Instruments and Hedging Activities*, 1998.

〔 近 畿 大 学 助 教 授 〕
浦 崎 直 浩